

## 20歳になったら国民年金

担当 国保年金課  
☎046(252)7035  
FAX046(252)7043

国内に居住する20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、保険料を納める必要があります。20歳到達時（外国籍の方は2〜3カ月後）に対象者へ日本年金機構が案内通知を送付します。

国民年金加入者は、老後を支える「老齢年金」、病气やけがで障がい状態になった場合の「障害年金」、加入者が亡くなった場合に子や配偶者を支援する「遺族年金」を受給することができます。

○平成31年度国民年金保険料（第1号被保険者）  
月額1万6410円

○問い合わせ先 ねんきん加入者ダイヤル ☎0570(003)004（つながらない場合は☎03(6630)2525）、厚木年金事務所 ☎046(223)7171

### 保険料の支払いが困難な場合

猶予制度を利用し、未納を防ぎ、年金の受給要件を満たすことができます。詳しくは、問い合わせ先または担当へお問い合わせください。

○申請方法 市役所1階国保年金課または年金事務所

所て配布する申請書に必要事項を明記し、直接年金事務所または担当へ

### ◆学生納付特例制度

大学、短期大学、専修学校などの在学期間中に保険料の支払いを猶予できます。  
○対象 前年所得118万円以下で20歳以上の学生

### ◆納付猶予

収入減少や失業などの理由で困難となった保険料の支払いを猶予できます。  
○対象 50歳未満で次のいずれかに該当する方

- 本人、配偶者それぞれの前年所得が57万円以下
- 失業、倒産、事業の廃止、天災に遭ったことなどが確認できる
- 前年所得125万円以下の障がい者または寡婦

### ◆猶予された保険料の追納

年金額を減らさないよう、10年以内の保険料をさかのぼって納付できます。保険料が加算される場合があるので、詳しくは、担当へお問い合わせください。

## 公共下水道区域の拡充

担当 下水道施設課  
☎046(252)8587  
FAX046(252)4155

市では、清潔で快適な生活を送るために、公共下水道の整備を進めています。公共下水道は、河川などの水質を保全し、周辺環境の改善に大きな役割を果たしています。供用を開始した場合には、排水設備の設置を義務づけています。なお、工事は自費施工となり、市指定工事店以外では施工できません。

### 助成・貸付制度

○助成制度 ▽くみ取り便所改造工事Ⅱ1カ所1万円▽2戸以上ある私道内の排水設備設置Ⅱ上限工事費の3分の2

○貸付制度 ▽住宅を接続するための排水設備工事Ⅱ上限50万円（無利子）

### 供用開始区域

相武台一丁目、入谷二丁目の一部で新たに供用を開始します。これにより、整

備面積は1211・83ヘクタールとなり、整備率は95・67パーセントとなります。

市指定工事店以外では施工できません。

## 認知症サポーター養成講座

担当 介護保険課  
☎046(252)7084  
FAX046(252)8238

「認知症を理解し、対応方法を学ぶ」をテーマとして、認知症サポーター養成講座を開催します。

認知症サポーターは、認知症の知識を知人に広めたり、必要な方に関係機関を紹介したり、自分のできることを無理のない範囲で行います。同講座の修了者には、認知症サポーターの目印となる腕輪「オレンジリング」をお渡しします。

なお、市では、希望する団体へ同講座を開催いたします。詳しくは、担当へお問い合わせください。

## 市税などの納付 ご利用ください口座振替

担当 収納課  
☎046(252)8021  
FAX046(252)3550

市税などの納付には、納め忘れや金融機関へ出向く手間のない口座振替をご利用ください。

振替日は、下表の通りです。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

### 利用方法

#### 金融機関窓口

市指定金融機関で配布する申込用紙に必要事項を明記し、預（貯）金通帳と通帳印を市指定金融機関へ持参してください。

毎月10日までに申し込むと、翌月から振替開始となります。翌々月以降に振替を開始したい方は、申込書の「振替開始納期限」に希望の納期限を記入してください。

なお、市外の金融機関では、申込書を配布していません。問い合わせ先または各出張所で入手してください。

○市指定金融機関 横浜銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、FJ銀行、埼玉りそな銀行、埼玉りそな銀行

#### 口座振替窓口

#### 受付サービス

問い合わせ先で配布する申請書に必要事項を明記し、取扱金融機関のキャッシュカード、身分証明書（顔写真付き）を問い合わせ先へ持参してください。専用端末にキャッシュカードを通して、暗証番号を入力することで口座振替の利用ができます（一部利用できないキャッシュカードあり）。

毎月10日までに申し込むと、当月から振替開始となります。

○取扱金融機関 みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、横浜銀行、きらぼし銀行、平塚信用金庫、ゆうちょ銀行

銀行、静岡銀行、スルガ銀行、三井住友信託銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、きらぼし銀行、横浜信用金庫、平塚信用金庫、さがみ農業協同組合、中央労働金庫、ゆうちょ銀行、郵便局

### 種目ごとの振替日

	4月末日	5月末日	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月25日	1月末日	2月末日	3月末日
①市・県民税（普通徴収）			1期		2期		3期		4期			
②軽自動車税		全期										
③固定資産税・都市計画税		1期		2期		3期		4期				
④後期高齢者医療保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	
⑤国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑥介護保険料			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
⑦児童ホーム手数料	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
⑧保育所保護者負担金	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	11期	12期
⑨市営住宅使用料	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

\*振替日が市指定金融機関休業日の場合は翌営業日です。  
\*④⑦～⑨「12月25日」の振替日は市指定金融機関の1月最初の営業日です。

### 問い合わせ先

①～③について 収納課 ☎046(252)8021  
④について 医療課 ☎046(252)7213  
⑤について 国保年金課 ☎046(252)7003  
⑥について 介護保険課 ☎046(252)7719  
⑦について 子ども育成課 ☎046(252)7969  
⑧について 保育課 ☎046(252)7202  
⑨について 建築住宅課 ☎046(252)7032